

只見線活用による観光周遊バス等運行業務委託仕様書

第1 事業の目的

1 目的

只見線乗車や観光、奥会津地域の周遊をセットにした観光周遊バス運行を運行し、只見線利用者と地域への誘客を促進すること。

只見線の時刻に合わせたパークアンドライド利用が可能な乗合路線バスの運行を行い、只見線のダイヤを補うとともに、車利用客などの片道乗車の需要を満たすことで、只見線乗車を促進すること。

2 過去の参加者アンケートに基づく分析

本事業は昨年度より継続して実施している事業であり、昨年度は国外からの参加者のうち、台湾からの参加者が7割を超える状況であった。

この状況を踏まえ、土日祝日に加え春節等インバウンド旅行客の参加が見込める時期にも運行を行い、台湾をはじめとする国外からの参加者もターゲットとする企画を造成すること。

また、昨年度の周遊バスツアーの満足度は高く、「再度只見線に乗車したい」と答えた方が8割を超える結果となったことから、リピーターをターゲットとする企画を造成すること。

なお、過去の参加者アンケート結果については、参加届出のあった事業者に対し提供する。

令和6年度 只見線活用による観光周遊バス等運行業務

	期間総客数	性別			居住地			
		男性	女性	無記入	福島県内	福島県外	日本国外 (台湾から)	無記入
2024年6月～8月 奥会津を巡る旅（川口）	271名	98名	169名	4名	—	—	—	—
2024年9月～12月 奥会津を巡る旅（川口）	475名	155名	313名	7名	306名	118名	48名 (39名)	3名
2024年1月～3月 奥会津を巡る旅	304名	123名	165名	16名	87名	92名	93名 (70名)	32名

第2 委託事業の内容

1 只見線乗車を含む観光周遊バスの運行

只見線の乗車を含む観光周遊バスを運行すること。なお、実施内容は以下のとおりとする。

(1) 行程

経由地等については提案要素とするが、会津若松駅を発着地に含めるものとし、以下の2行程を基本とすること。また、全行程においてガイドが同行すること。

ア 柳津、三島町の周遊と只見線乗車（会津宮下～会津川口）を含むプラン

イ 只見町内の周遊と只見線乗車（会津川口～只見）を含むプラン

(2) 運行回数

延べ85日程度運行すること。

内訳として、上記アのプランを53日程度、イのプランを32日程度とする。

(3) 実施日

上記アのプランを令和7年6～8月・令和8年1～3月、上記イのプランを令和7年9～10月の土日祝日に実施するものとする。

ただし、春節の時期等インバウンド旅行客の利用が見込まれる平日等についても運行を検討すること。

また、列車の運休や参加者がいない等の理由により運休となった場合については、委託者と協議の上別日に振替となる可能性がある。

(4) その他

過去の参加者アンケートの結果を踏まえ、企画を提案すること。

2 乗合路線型バスの運行

自動車利用の方でも只見線に片道乗車をすることができるよう、只見線のダイヤと連動した乗合路線型バスを運行すること。

(1) 行程

既存の町営バス等を組み合わせつつ、会津若松駅、道の駅会津柳津、道の駅みしま宿等を起点としたパークアンドライド利用ができる行程を提案すること。

列車の待ち時間を補完し、「自家用車で沿線の周遊をしつつ、只見線に乗りたい」というニーズに答えることができる行程とすること。

なお、行程については委託者との協議により決定する。

(2) 運行回数

93回程度運行すること。

(3) 実施日

令和7年6月～令和8年3月までの土日祝日とする。

ただし、春節の時期等インバウンド旅行客の利用が見込まれる平日等についても運行を検討すること。

また、列車の運休や参加者がいない等の理由により運休となった場合については、委託者と協議の上別日に振替となる可能性がある。

(4) その他

過去の参加者アンケートの結果を踏まえ、企画を提案すること。

3 広告

本事業の認知向上・利用促進を図るため、観光周遊バスと乗合路線型バスについて広告を行うこと。

(1) 国内旅行客に向けた広告

観光周遊バスについて、新聞折込広告を3回各5万部以上実施すること。

乗合型路線バスについては、事業開始時やシーズン前等に新聞折込広告を3回各5万部以上実施すること。

また、折込広告と別に、配布用として5千部以上チラシを作成しPRを行うこ

と。

(2) インバウンド旅行者に向けた広告

インバウンド旅行者が利用できるよう、インバウンド旅行者向けのサイト等に掲載を行うこと。

(3) その他

乗合路線型バスの運行については、活用方法としてのモデルコースを複数示し、駅や道の駅等を起点としたパークアンドライドとしても活用でき、只見線の少ないダイヤを繋ぐ役割であることと、自家用車で奥会津へ来た場合でも只見線への乗車が可能となる利点を明示すること。

その他広告方法については提案要素とする。

4 分析

継続的な訴求改善に繋げるため、参加者に対してアンケートを行うこと。

5 その他

本事業は、特定原子力施設地域振興交付金を財源としていることから、参加者に対し、次の例文をもとに周知すること。

(例文) 只見線活用による観光周遊バス等運行业務は、「令和7年度特定原子力施設地域振興交付金」により実施しています。

第3 留意事項

事業を行う際には、以下の事項に留意しなければならない。

- 1 印刷物等には他者の著作権その他の権利が及ぶ素材の使用を避けること。
- 2 運営事業について委託者と協議を行い、進捗状況について定期的に委託者に報告すること。また、委託者または受託者が必要と認める時期に必要な打合せを行うこと。
- 3 受託者は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- 4 事業実施にあたり必要な事業の一切を行うこと。

第4 提出書類

	書類名	提出期限
1	着手届【様式1-1】	事業着手後7日以内
2	責任者等届【様式1-2】	事業着手後7日以内
3	完了届【様式3-1】	事業完了後7日以内
4	実績報告書【様式3-2】	事業完了後15日以内
5	収支決算書【様式3-3】	事業完了後15日以内
6	その他必要と認められるもの	委託者が指定する日